報告第４６号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償の追認について

１　専決処分年月日　　令和８年１１月１０日

２　損害賠償額　　４９，１７０円

３　相手方　　市内在住者

４　事故の概要　　令和６年７月１８日午前１０時頃、市立酒匂小学校において、学校職員が敷地内のフェンス沿いを草刈り機で作業中、小石が飛散し、道路を挟んだ先に駐車していた相手方車両のフロントオペラガラスに当たり、これを破損させた。